

<祈りのすすめ>

「わたしのために総督や王の前に引き出されて、彼らや異邦人に証しをすることになる」

(マタイによる福音書10章18節)

十二名の弟子が派遣される使徒教会としての新しいイスラエルに、イエスは「狼の群れに羊を送り込むようなものだ」。「だから、蛇のように賢く、鳩のように素直になりなさい」(16節)と言われます。蛇のような賢さは鳩のような素直にあります。

「人々を警戒しなさい。あなたがたは地方法院に引き渡され、会堂で鞭打たれるからである。また、わたしのために総督や王の前に引き出されて、彼らや異邦人に証しをすることになる」。こうして、神と敵対している者に神の国を宣べ伝えるのです。

「引き渡されたときは、何をどう言おうかと心配してはならない。そのときには、言うべきことは教えられる。実は、話すのはあなたがたではなく、あなたがたの中で語ってくださる、父の霊である」(19、20節)。イエスから「私に従いなさい」と言われたマタイが、イエスの呼びかけによって応答する力が神から与えられて立ち上がったように(マタイ9:9)、「あなたの信仰があなたを救った」(マタイ9:22)と言われた12年間の出血で悩んでいる彼女の信仰を神が造り出されたように、敵に囲まれて自己に死んで神に身を委ねるとき、聖霊によってキリストの福音を証しする力が造り出され、ここから福音が世界に広がるのです。

この世は手のつけられないほど卑しくなっています。偶像宗教と絡んだ風俗習慣が

<祈り>

父なる神よ、この世の権力を恐れる怖れはただの幻想に過ぎません。そんな中で、私たちの罪のために最も貧しくなられたあなたの御子だけを深く畏れる者にしてください。このお方こそが真の王であることを、讚美をもって誉めたたえます。このお方を通して、公権力を委託されている為政者が私たちの上に立てられておりますので、彼らが神から由来された権力を行う者にふさわしく、民衆の信仰の自由と生活を守る務めを行うように、私たちを用いてください。(川越弘 沖縄伝道所牧師、大会靖国神社問題特別委員会委員)

絡みついているこの国では、権力者は胸を張り肩の力をいからせて歩みます。しかし、私利私欲に凝り固まっている人にとって一番恐ろしいのは、普遍的な真理です。正義と公平さです。神の御言葉が耳に聞こえるなら、彼らにとって最も恐ろしいことなのです。

私たちがこの国で異質な存在であることは必然的なことで、むしろ光栄ある重荷として担い続けなければなりません。今後も長い間この国では少数者であるほかないのですが、悲しんだり恥じたりする必要はないのです。「この国で異質性を貫くことは、決して教会の自己主張とか独善ではなく、ましてや国家に敵対するためでない。この国に対しての教会のなし得る最大の奉仕だということ…歴史的にもヨーロッパの教会はそのことによって近代国家の成熟に貢献して来た。そのような自覚と確信をもって、この国の異質な者としてあり続けること」(井上良雄)が大切です。

「あなたがたがイスラエルの町を回り終わらないうちに、人の子は来る」(23節)のです。弟子たちが主イエスから託された使命を全うしていないうちに、キリストは私たちの救いを完成して下さるために再び来てくださるといふのです。ここに慰めがあるのです。

新シリーズ『いま なぜ 大嘗祭か』を読みなおす（8）

井上 豊（広島長束教会牧師）

Q9 いま、憲法では「天皇」はどのように位置づけられていますか？

A 天皇を絶対視した戦前の憲法を改め、現憲法では、その前文に「主権が国民に存することを宣言し」、「恒久平和を念願する」と記しています。

第一章に天皇を位置づけ、その一条は、天皇を日本国の象徴と定め、日本国民統合の象徴であると規定し、その地位は主権の存する日本国民の総意に基づくとされています。二条に皇位の継承について定め、三条は、天皇の国事行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負うと定めています。さらに四条には、天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない、と定めています。

現行憲法の規定によれば、天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくとされているのですから、戦前と同じように、国家元首として扱われたり、絶対者のように報道されたりしてはならないのです。

また、前天皇死去後に「剣璽等承継の儀」と「即位後朝見の儀」が、国事行為の一〇条にある「儀式を行うこと」として行われたと政府は説明しています。しかし、「剣璽」の問題は、皇室神道の宗教思想に基づく儀式であって、政教分離原則に反することです。そして「朝見の儀」は、天皇が国家主権者であった時代に、天皇の代替わりの際に、支配者である天皇が臣下である国民に直面し、被支配者である国民が服従を誓う儀式で、現憲法の国民主権と根本的に全く違った考え方に基づくものですから、現憲法下での天皇代替わりにおいては、行われるべきものではなかったのです。

Q9-1. 天皇が象徴であるというのは、どういうことですか？

A. 十字架はキリスト教信仰の象徴です。ハトは平和の象徴として用いられます。それぞれ、目には見えないものを、形のあるものを使って表しています。それでは日本や日本国民を象徴するものは何でしょうか。桜の木や富士山でしょうか。自動車や電気製品でしょうか。いろいろなものが考えられますが、日本国憲法では天皇を日本国の象徴、日本国民統合の象徴であると定めています。日本という形のないものを、具体的な形で表すと天皇になると言っており、そこに支配と服従という関係はありません。

生きた人間が象徴であるというところには、文学的なものが入ってきているようで、法律の用語としてはなかなかなじみません。これはどういうことなのか、天皇本人にも困難な課題を与えていたらしく、明仁前天皇は象徴とは何かを模索してきたとよく言われています。

しかし明治憲法（大日本帝国憲法）で、天皇が元首であり、「神聖にして侵すべからず」とされ、実際に「現人神」、つまり生き神さまとされて、その名の下にあの悲惨な戦争が起こされたことを思えば、大きな前進だと考えられます。

Q9-2. 天皇は元首であるという人がいるのですが、どういうことですか？

A. 元首とは「対外的に国を代表する資格を持つ国家機関」（法律学小辞典（第3版）有斐閣）とされます。現憲法では日本国の元首が誰であるのか言及されていませんが、学者の多くは「内閣または内閣総理大臣」であると考えています。

2012年に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」は、第一条で「天皇は、日本国の元首であり、日本国および日本国民統合の象徴であって…」としました。自民党は、現憲法下でも天皇は元首であると考えており、これを書き込みました。「改正」憲法下でも、天皇が「国政に関する機能を有しない」とはされています。しかし天皇が例えば「日本はA国と同盟を結ぶべきだ」といった発言をしたら、その是非はどうであれ、政治はその方向に動いてしまいます。

日本を再び、支配者が天皇で、臣下が国民であるという国に戻してはならないし、天皇代替わりにおけるこれにつながる儀式が、国事行為として行われてはならないのです。

7月15日(月・祝)、札幌琴似教会にて、ヤスクニ・社会問題委員会主催の公開学習会が行われた。今年の講師は室蘭工業大学大学院准教授の清末愛砂さん、講演題は「改憲の最大ターゲットはどこにあるのか 一天皇制と憲法24条から考える」。参加者82名。

話のはじめは、「令和ブーム」から。「令和」は万葉集に出典があるとはいうものの、「和」を重んじることを国民に強いるナショナルイデオロギーである。また、新天皇の即位以降、支える役割としての雅子さんにスポットライトが当てられているが、これは安倍政権の女性活躍推進政策と連動したものであり、皇族による理想的家族の演出という、政治性を帯びたものである。

改憲勢力は、経済的&軍事的に強い国家を目指している。具体的には、かつての明治民法、すなわち、国家の土台の単位を「家（イエ）」とし、それを男性が支配し、その頂点に天皇をおく家族国家である。

彼らのターゲットは、ズバリ、1条と24条。1条の「象徴天皇制」を「天皇の元首化」に、24条の「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」を「大日本帝国を支えた近代天皇制イデオロギー」に変えようと目論む。

まず1条。日本国憲法下の象徴天皇制、天皇による国政行為の否定が謳われている。しかし改憲勢力は「象徴天皇制」を屈辱とし、天皇を元首化することで、唯一の主権者、国家の父としての存在に高めようとしている。

そして24条。家庭生活における個人の尊厳と両性の平等についての条文。日常生活を送るうえで使うことが多い憲法であるが、護憲運動を含む社会全体で注目度が低い。現憲法では、大日本帝国憲法の家父長制を否定、家制度も廃止された。そして家族のあり方がますます多様化しているにもかかわらず、改憲派は「家族による助け合い」等、日本人に受け入れやすいメンタリティーを利用して、国

民の心に入り込むモラル戦術を展開する。しかし、憲法は道徳ではない、と講師は言う。

憲法9条と24条は非暴力による平和主義でつながっている。9条+24条=平和主義。ジェンダー正義なくして平和はない！24条はその要である。

まとめ。1. 象徴天皇制が演じてきた家族像は、現代の日本社会の家族主義イデオロギーを形成した。それは核家族を規範とし、女性は男性を支えるという役割分担である。2. 安全保障政策においても、女性は、男性を補い支える役割を課される。自衛隊内の充足率を上げるために女性自衛官を採用、また母と妻は自衛官を積極的に支える存在である。講演の最後、清末氏は、「国家が必要とする家族像」を否定する憲法24条の意義を再確認することの大切さを強く訴えた。

続く質疑応答。活発な質問、意見が交わされるなか、聖書とジェンダーの問題についてどう考えたらよいのか、との問いが出た。それに対し渡辺輝夫牧師は、聖書の一箇所だけで安易に判断せず、聖書全体を通して注意深く聴いていかなければならない、と答えた。

講演に先立つ開会礼拝（説教題「権威と権力と民と」）で、稲生義裕牧師は、「権威は神に由来している。権威は、神の定めによって基礎づけられ、行使される。」と説いた（テキスト：ルカ20章1～8節、ローマ13章1～7節、サムエル上8章1～21節）。そのメッセージがリフレインする。改憲派が、天皇の権威を借りて、自分たちの権力を強め、自分たちの願い通りの国家にしようとしているならば、キリスト者として、声をあげて反対し、阻止するために行動していかなければならない。

神よ、わたしたちが自由と平和と希望のうちに生活できるよう、まもり導いてください。わたしたちの思いを超えた、あなたの恵みとそのみ業に、日々、讃美をささげます。アーメン。

○「[昭和天皇『拝謁記』] 今に続く『捨て石』発想」

戦後、初代宮内庁長官を務めた故田島道治が昭和天皇の言葉や、やりとりの様子を克明に記した「拝謁（はいえつ）記」が見つかり、内容の一部が公開された。・・・その一部を、保管していた遺族から提供されたNHKがメディアに公表した。

昭和天皇との対話を詳細に記録した貴重な資料の中で目を引くのが、基地問題に触れた記述だ。「全体の為ニ之がいいと分れば一部の犠牲ハ已（や）むを得ぬと考へる事、その代リハ 一部の犠牲となる人ニハ 全体から補償するといふ事ニしなければ 国として存立して行く以上 やりやうない話」（53年11月）とある。

53年といえば、米軍統治下にあった沖縄では、米国民政府の「土地収用令」が公布され、「銃剣とブルドーザー」による土地の強制収容が始まったところだ。本土でも米軍基地反対闘争が起こっていた。反基地感情が高まり、本土の海兵隊の多くが沖縄に移転した。「一部の犠牲」が沖縄に負わされる形で、今も、国土面積の0・6%にすぎない沖縄県に米軍専用施設の約70%が固定化されている。国の安全保障を沖縄が過重に担う現在につながる源流ともいえる言葉だ。

戦時中、沖縄は本土防衛のための「捨て石」にされた。

47年9月、昭和天皇が米側に伝えた「天皇メッセージ」では、「アメリカによる沖縄の軍事占領は、日本に主権を残存させた形

で、長期の一貸与（リース）をする」と、昭和天皇自らが、沖縄を米国に差し出した。今回明らかになった「一部の犠牲はやむなし」の思考はこれらに通底するものだ。米軍の駐留について「私ハむしろ 自国の防衛でない事ニ当る米軍ニハ 矢張り感謝し酬（むく）ゆる処なければならぬ位ニ思ふ」（53年6月）と語ったとの記録もあり、今につながる米国とのいびつな関係性を想起させる。

昭和天皇は、日本の独立回復を祝う52年5月の式典への言葉に「私ハどうしても反省といふ字をどうしても入れねばと思ふ」と語ったという。「戦争を御始めになった責任があるといはれる危険がある」と当時の吉田茂首相に反対され、削除された。昭和天皇がこのときに戦争責任を認め、反省を表明していれば、植民地支配したり、侵略したアジア諸国に対する戦後の外交も違ったものになっていたのではないかと。拝謁記で明らかになった事実は、歴史の空白を埋める新たなピースだ。戦争責任を巡る反省は今なお日本の問題として目の前にある。（沖縄タイムス・社説、8・21）

*昭和天皇の戦争責任・戦後責任はいまだ終わってはいない。それどころか現在にいたる沖縄「捨て石」との、身勝手な日本政府の政策と国民の意識の汚染源でもあることを再確認させられる。その子が「慰霊の旅」を行おうと、孫の代になろうとも、未解決の問題は残っていることを、祝賀ムードに流されて忘れてはならない。

<ご案内>

靖国神社問題全国協議会（全国教職者会との共催で行います）

日時：10月15日（火）午後3時～午後6時 会場：大森教会

講演：3・1独立運動から教会の天皇制に対する闘いを考える

講師：澤 正幸（福岡城南教会牧師、九州中会議長）

<編集後記>北海道からの報告に感謝/植民地支配と侵略戦争の責任への反省を拒んできた吉田茂の子孫たちが同じことを繰り返していることが日韓・日朝の関係をいびつにしてきたが、もはや飽和状態まで達した感がある。（K生）